

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日
に当り、翌
日の翌日

目次

◇告 示 生活保護法による施術所の廃止

小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可(三件)

土地収用法による事業の認定(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第二百四十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、施術所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二

の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	所在地	廃止年月日
下島 恒一	米子市博労町三丁目一七三	昭和五十五年二月二十二日

鳥取県告示第二百四十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百号)第三十五条の第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認をしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 小売販売業者甲の名称
企業組合鳥取食糧浜坂センター
- 二 変更前の営業所の所在地
鳥取市茶町三一六番地
- 三 変更後の営業所の所在地
鳥取市浜坂一六三三番地
- 四 承認の年月日
昭和五十五年三月一日

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基つき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

逢坂地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	井上信男	気高郡鹿野町大字小別所一九三
三谷勉	八四	
土橋捷則	鷺峯四六八	
今本徹	今市九五八	
木下富昌	気高町大字殿四二七	
宇田川義保	三六五	
山本丈夫	飯里一一三	
山口善儀	下石一四三	
山根光雄	上原三二六	
田中義人	一七四	
林重範	一七〇	
伊藤英治	山宮一八〇―一二	
原田治雄	二二一	
林寿三郎	陸逢一四〇―一	
久野光男	三三一	
	会下二二八	

久野輝之 一八八

久野秋正 郡家二〇七

田中辰雄 高江五二

地原睦男 八幡一八七

平尾柳太郎 下原八三

地原進 八五

竹中重実 八束水二七六

鈴木才三 六九八

浜辺兼雄 一、二六二

兼平行雄 鹿野町大字鷺峯八三六

田中頭人 気高町大字飯里一九四

山根勝実 上原三五四

田中耕祐 郡家九〇

鈴木文之 八束水六七

昭和五十五年一月三十日第一回総代会が開催されたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により同日退任

逢坂地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	井上信男	気高郡鹿野町大字小別所一九三
三谷勉	八四	
土橋捷則	鷺峯四六八	
今本徹	今市九五八	
木下富昌	気高町大字殿四二七	

宇田川 義保 三六五
 山本 丈夫 飯里一一三
 山口 善儀 下石一四三
 山根 光雄 上原三二六
 田中 義人 一六四
 林 重範 一七〇
 伊藤 英治 二二一
 原 治雄 睦逢一四〇一一
 林 寿三郎 三三一
 久野 光男 会下一二八
 久野 輝之 一八八
 久野 秋正 郡家二〇七
 田中 辰雄 高江五二
 地原 睦男 八幡一八七
 地原 柳太郎 下原八三
 八五
 竹中 重実 八束水二七六
 鈴木 才三 六九八
 浜辺 兼雄 一、二六二
 兼平 行雄 鹿野町大字鷺峯八三六
 田中 顕人 気高町大字飯里一九四
 山根 勝実 上原三五四
 田中 耕祐 郡家九〇
 鈴木 文之 八束水六七

昭和五十五年一月三十日開催の第一回通常総代会において選任され、同
 月三十一日就任 任期四年

鳥取県告示第二百五十号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(大原地区農業用排水)事業は、
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
 いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月十二日
 認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(才谷地区農道整備)事業は、土
 地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい
 て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月十二日認
 可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十二号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(上津黒地区ほ場整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立今吉子供広場設置事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡日吉津村大字今吉地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉村役場

鳥取県告示第二百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

江府町

二 事業の種類

江府町民運動場新設事業

三 起業地

1 収用の部分

日野郡江府町大字洲河崎字白住大塔尻り、字白住田塔尻り、字白住中谷尻り、字白住大井手下タ及び字白住井手下タ河原地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

江府町役場

鳥取県告示第二百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号) 附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年八月十日鳥取県指令受倉工維第五百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字出口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根四九〇番地一

有限会社 旭 工務店

代表取締役 牧 田 享

鳥取県告示第二百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十一月二十九日鳥取県指令受都計第三百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字東井手越シ及び字西井手越シ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九番地四〇

株式会社 相互信販

取締役社長 岸 野 高 春

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和五十五年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日 時

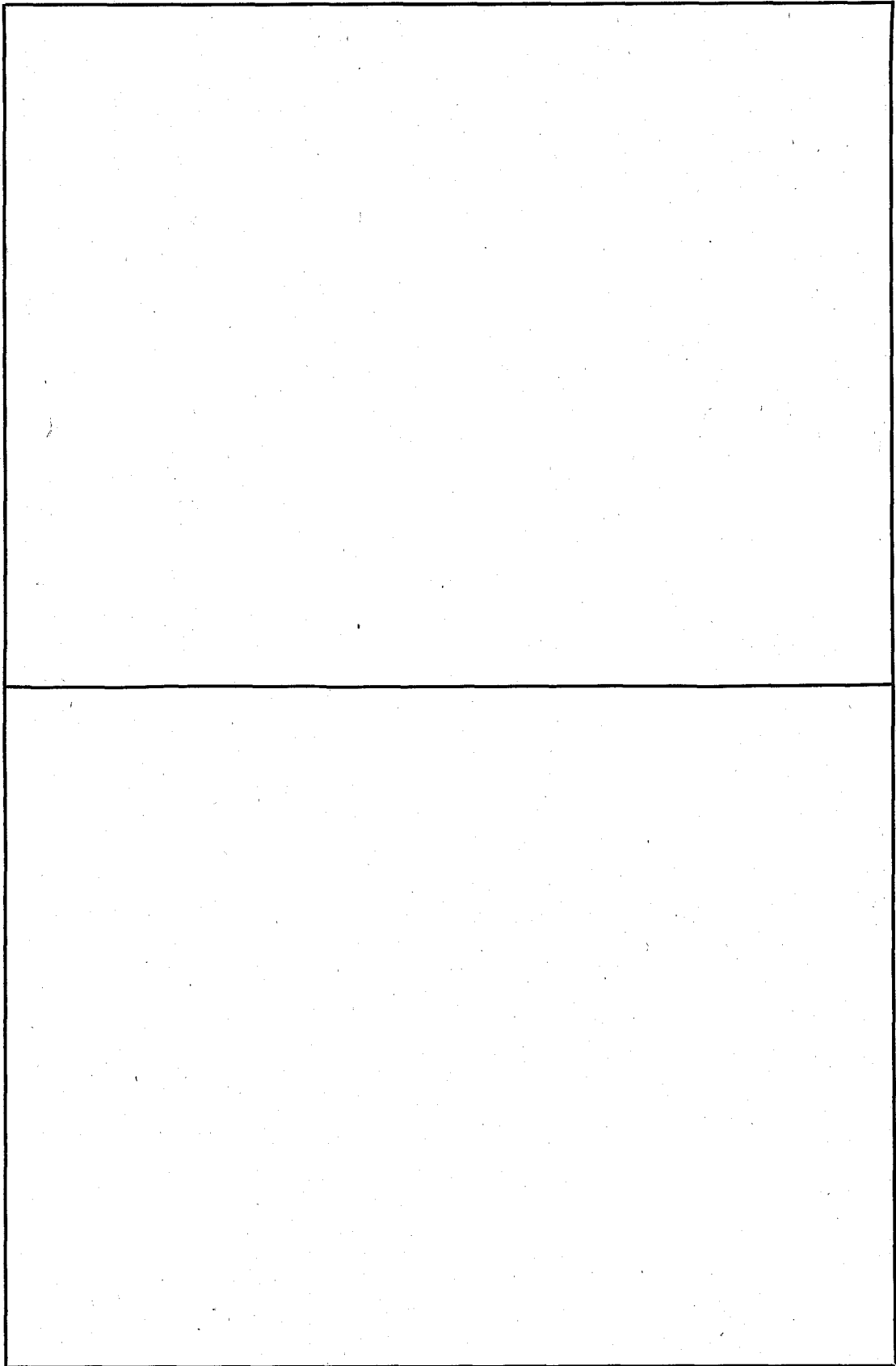
昭和五十五年三月二十二日(土) 午前十時三十分

二 場 所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議 題

市町村選管委員、啓発担当者研修会について



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購
 読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
 及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】

